

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第200号	
事故等種類	乗揚（定置網）	
発生日時	平成23年11月7日（月） 20時03分ごろ	
発生場所	千葉県南房総市千倉漁港北東方沖 千倉港東防波堤灯台から真方位057° 2,500m付近 （概位 北緯34° 58.2′ 東経139° 59.2′）	
事故等調査の経過	平成23年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 ヨット ベアトリクス、5トン未満（長さ8.59m） 船舶番号、船舶所有者等 240-42797茨城、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	キール及び舵の曲損、船底外板の擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、千倉漁港北東方沖を南西進中、船長が、陸上の地形や灯火などを目標とし、帆と機関を使用して約4ノットの速力で航行していたところ、平成23年11月7日20時03分ごろ定置網に乗り揚げた。</p> <p>船長は、ヨット・モータボート用参考図により、付近に定置網が存在することを知っており、GPSプロッターを作動させていたが、海図に船位を記入しておらず、定置網との位置関係を把握していなかった。</p> <p>本船は、海上保安部に救助を求め、海上保安部から連絡を受けた漁船により引き出され、自力で航行して京浜港横浜区に入港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、千倉漁港北東方沖を南西進中、船長が定置網との位置関係を把握していなかったことから、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、千倉漁港北東方沖を南西進中、船長が定置網との位置関係を把握していなかったため、定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッターに定置網の位置を入力するか、又は海図に定置網の位置と船位を記入するなどして船位と定置網との位置関係を把握し、進路を決定すること。 	